

北海道恵庭南高等学校生徒心得

- * 常に本校生としての誇りをもち、定められた諸規則を厳守しよう。
- * 生徒としての品位を保ち、自治の精神を基調として自己の向上を目指すと共に責任ある行動をとり、互いに協力して堅実なる校風樹立の為に努力しよう。

1 校内生活

(1) 欠席、遅刻、早退、外出について

- ① 欠席、遅刻、早退の場合は、事前にクラス担任にその旨を連絡すること。また生徒手帳の所定欄にその理由を記入し、保護者承認のもとにクラス担任に届けでること。
- ② 入院治療をした場合は、医師の診断書を添えて提出すること。
- ③ 忌引日数は、次の通りである。
(ア) 父母 7日以内 (イ) 祖父母兄弟姉妹 3日以内
(ウ) 曾祖父母、伯叔父母、同居の親族 1日
(エ) 二親等までの法要 1日
- ④ 登校後は授業終了まで校外に出てはならない。やむをえず外出・早退するときは、担任の許可を得ること。(無断外出、早退の禁止)

(2) ベル席について

- ① 始業のチャイムがなったら、ただちに座席につき、教科書等を準備し、静かに教科担任の入室を待つこと。
- ② 選択及び体育の授業等で移動する場合は、休み時間内に移動を完了すること。
- ③ 始業時 15 分過ぎても教科担任の入室がない場合は、HR委員長は教科担任もしくは職員室に連絡すること。

(3) 挨拶について

- ① 登下校時には教職員及び友達に挨拶をかわすこと。
- ② 来校者には会釈をすること。
- ③ 授業の始・終業時には正しい姿勢で礼をすること。

(4) 所持品の管理について

- ① 貴重品の管理は充分気をつけ、特に体育・部活動時には担任・顧問に預ること。
- ② 教具類、上下靴、上着類、バッグ等には、記名をし自己管理につとめること。

(5) その他

- ① 生徒間の金銭の贈与、貸借は禁止する。
- ② 校内には菓子類(ガム・アメ等)・漫画本・雑誌・遊技類・ゲーム機・小型音楽プレイヤー等不要なものは持ち込まない。
- ③ 昼食は教室でとる。
- ④ 携帯電話及びスマートフォンなどの通信機器は、校舎内、学校敷地内使用禁止とする。また、スマートウォッチの持ち込みは禁止とする。携帯電話及びスマートフォンは、学

校敷地外で電源を切り、鞆の中にしまい自己管理とする。自己管理できないものは、ＨＲで担任に預けることも可能とする。

2 校外生活

- (1) 下校時には喫茶店、友人宅、下宿などには立ち寄らずに帰宅すること。
- (2) 外出時間は午後９時までとし、それ以後の外出は禁止する。
- (3) 無断外泊は禁止する。
- (4) 列車・バス通学生は、一般乗客に迷惑をかけないように心掛けること。
- (5) 登下校時は交通規則及びマナーを遵守し通行人などに迷惑をかけないこと。
- (6) 遊戯場及び高校生として不適当とみなされる場所への出入りは禁止する。（パチンコ、ゲームセンター、ビリヤード、カラオケ店、麻雀荘など）
- (7) 飲酒、喫煙は厳禁とする。
- (8) カバンについて
 - ① 手ぶらでの登校及び教科書類を学校において帰る事は厳禁とする。但し、辞書類芸術関係の用具、体育用ジャージはよい。

3 服装

<男子>

(1) 制服

- ① ア) 本校指定のブレザーとする。
イ) 本校指定のエンブレムを胸ポケットに付けたものとする。
ウ) 本校指定のズボンとし、後ポケットにネーム入りのものとする。
エ) ワイシャツは白無地のものを着用する。
- ② 夏季の略装は半袖白無地のワイシャツまたはポロシャツとする。
（ネクタイの着用は任意とする）
- ③ ネクタイは本校指定のものとする。
- ④ ニットベストは本校指定のものとする。

(2) 靴下

無地で白、紺、黒色とする。（ワンポイントは可とする）

(3) 頭髪

- ① 常に高校生らしく清潔・質素で、目にかからず、耳の横は耳半分までの長さとし、もみあげは耳たぶまで、後ろは衣服にかからないことを基準とする。
- ② パーマ、染色、脱色等はしてはならない。

(4) その他

- ① 上靴は学校指定のものを使用すること。
- ② オーバー・ジャンパーその他防寒着は黒、紺、ベージュ、グレー等の無地を主体とし華美なものは着用しない。（文字・絵入りのものは禁止）

- ③ 極端に長いオーバー、皮ジャンパー、カーディガン、デニム地の上着、ジャージ等の着用をしてはならない。
- ④ セーター・カーディガンを着用する場合は、白・紺・黒・ベージュ・グレーとしブレザーの下に着用すること。（生徒指導部で許可した期間のみ着用できる）
- ⑤ 指輪・ピアス・ブレスレット・アンクレット等をしてはならない。（スポーツネックレス・スポーツブレスレット等については許可制とする）

<女子>

(1) 制服

- ① ア) 本校指定のブレザーとする。
イ) 本校指定のエンブレムを胸ポケットに付けたものとする。
ウ) 本校指定のスカートとし、すその長さは膝の中心とし、ネームの入ったものとする。
エ) スラックスを着用しても良い。その際は本校指定のものとし、ネームの入ったものとする。
- ② ブラウス・ワイシャツは白無地のものを着用する。
- ③ 夏季の略装は半袖白無地のワイシャツまたはポロシャツとする。但し、ベストを着用すること。（リボンの着用は任意とする）
- ④ リボンは本校指定のものとする。
- ⑤ ニットベストは本校指定のものとする。

(2) 靴下

- ① ストッキングは、無地で肌色、黒色とする。（タイツでも可とする）
- ② ソックスは無地で紺、黒色とする。（ワンポイントは可とする。）

(3) 頭髪

- ① 常に高校生らしく清潔で目にかからない程度に整髪し、特別に手を加えてはならない。
なお、リボン等の髪飾りは華美にならないようにする。
- ② パーマ、カール、エクステーション、染色、脱色等は禁止する。

(4) その他

- ① 上靴は学校指定のものを使用すること。
- ② オーバー・ジャンパーその他防寒着は黒、紺、ベージュ、グレー等の無地を主体とし華美なものは着用しない。
- ③ マフラー、ジャンパー等は華美なものは着用しない。（文字・絵入りのものは禁止）
- ④ セーター・カーディガンを着用する場合は、白・紺・黒・ベージュ・グレーとしVネックのものを上着の中に着用する。（生徒指導部で許可した期間のみ着用できる）
- ⑤ 指輪・ピアス・ネックレス・ブレスレット等をしてはならない。（スポーツネックレス・スポーツブレスレット等については許可制とする）
- ⑥ 化粧、マニキュア、カラーリップ・カラーコンタクトをしてはならない。

＜異装＞

特別の事情で異装する場合は学校指定ジャージを着用すること。その際保護者の許可願いを担任を経て指導部に提出すること。

4 アルバイト

学校生活への影響を考え、原則禁止とする。

- (1) 家庭の事情など、やむを得ない理由によりアルバイトを希望する者は、事前に担任に相談し、その後保護者の承諾を受け学校に届け出る。（その際、保護者同伴のもと担当教員と面談する）
- (2) 酒類などを扱う業務、カラオケ・ゲームセンターなどの遊戯場、その他危険を伴う業種や場所、時間勤務は禁止とする。
- (3) 以下に該当する場合は、許可後も中断または禁止とする。
 - ① 学習意欲の低下及び成績不振が見られた場合。
 - ② 結果時数が2割を超える者、または日常的に遅刻や早退が多い場合。
 - ③ 定期考査三日前から定期考査終了まで中止する。
 - ④ その他、学年及び指導部で判断した場合。

5 その他

- (1) 身分証明書と生徒手帳は常に携帯すること。
- (2) 校舎内での器物破損については、直ちに関係職員に届け出ること。事由によっては弁償の責任を負うことがある。
- (3) 学校の備品は担当教職員の許可を受けて使用し、使用後は必ず現状に復しておくこと。
- (4) 許可をうけずに他校生、知人等を校内に案内してはならない。
- (5) 校内や校外において生徒の発意により集会を催す場合、あるいは集会に参加する場合は、事前に関係教員にはかり、責任者が学校長に届出て許可をうけるものとする。
また、雑誌の編集、回覧、諸掲示、文書の配布についてもこれに準ずる。
- (6) 届出、許可同意を必要とするもの。
 - ① 保護者、保証人または家族の異動
 - ② 住所の変更
 - ③ 下宿届
 - ④ 盗難、紛失
 - ⑤ 異装
 - ⑥ アルバイト
 - ⑦ 休業中の登校（休日、祝祭日等）
 - ⑧ クラス会及び部等の会合
 - ⑨ 自動車の免許取得
 - ⑩ 校外諸団体の組織参加，加入